

感動する大学スポーツ総合支援事業 ご質問と回答

ご質問	当該事業の企業規模や運営体制について何か制限はあるものか。
回答	本事業の企画競争への参加に当たっては、公募要領の「5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項」に記載している事項のほかは、特段の制限はありません。なお、審査においては、審査基準の通り、「事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること」の観点（審査基準1－（1）参照）からも評価を行います。

ご質問	再委託について、その金額の根拠は、どのように算出するのが適当か。
回答	再委託費の経費については、企画提案書様式の「経費計上の留意事項等」をご確認いただき、再委託事業者に発注する仕事の内容を基に使用金額の必要性・適切性を踏まえて算出して下さい。

ご質問	人件費について根拠となる金額を外部から参考にしようと考えており、適当な参考金額があれば教えて欲しい。
回答	各事業者様によって人件費の根拠額は一律ではありませんので、こちらからご案内することはできません。 なお、人件費の計上については、企画提案書様式の「経費計上の留意事項等」をご確認ください。

ご質問	当該事業で支出した経費の支払いは、事業の終了後となるのか。
回答	基本的には事業の額の確定後に支払いますが、必要があると認める場合には概算払も可能です。 （委託契約書・第14条参照）

ご質問	この事業で考えているスポーツの定義はどのような事か。例えば体を動かすことを指すか、ルールがあり競争ができるものを指すなど。
回答	公募要領3（1）の「大学スポーツの振興に関する調査研究事業」においては、いわゆる運動部の活動や大会を対象とすることを想定しています。また、公募要領3（2）の「大学スポーツによる地域振興」においては、大学が有するスポーツ資源（人材、施設、教育・研究・部活動の成果など）を活用して地域の課題を解決することを想定しています。公募要領を踏まえ、それぞれの事業に適した実施内容をご提案ください。

ご質問	「安全・安心な大学スポーツ環境の確立促進に関する調査研究」について、事故や怪我等の発生時の対応やハラスメント対応の調査のみでいいものか。
回答	当該調査は大学における運動部活動に対する関与・支援体制についての調査です。事故や怪我等の発生時の対応やハラスメント対応の調査のみではなく、公募要領記載の不可欠的機能及び付加的機能について整理し、大学としての適切な関与体制のあり方について調査研究を行ってください。 （公募要領3－（1）－①ーア参照）

ご質問	事業終了時期について、契約期間が令和5年3月17日となっていますが、「大学スポーツによる地域振興の推進事業」について再委託先の事業完了日は契約期間よりも早く終了すべきか。
回答	ご認識の通りです。契約期間終了日までには事業の完了報告書を提出いただく必要がありますので、再委託先の事業については事業完了日より早く事業を終了し、成果等のとりまとめを行っていただく必要があります。